

1.技 術	2.4 その他（資源回収、河川、森林等を含む）
2.事 業 名	2.4.24 再生水製造システムに関する国際標準化・普及基盤構築（H27）
3.キーワード	再生利用、標準化、水再生利用、処理水再利用
4.目 的	<p>水分野の標準化については、「知的財産推進計画」2010において「国際標準化特定戦略分野」の一つとして選定されている。また、「日本再興戦略」において、インフラ輸出の観点から、国際標準化を先導すると位置付けられている。</p> <p>我が国の再生水製造システムやそれを構成する水処理装置などは、適切な管理を行うことにより、他国に比して格段の省エネ効果をもたらし、ひいては地球温暖化の対策に資するものである。</p>
5.内 容	<p>本事業では、水処理装置の主要構成となる省エネ膜の維持管理方法等や再生水システム全体の評価方法の国際標準化に関する妥当性につき検証をしつつ、ISO規格を開発提案するとともに、キャパシティビルディングの観点から新興国等のステークホルダーに対する普及基盤を構築することを目的とした。また、国土交通省が審議団体を行う ISO/TC282「水の再利用」の専門委員会と連携した活動を行った。</p>
6.成 果	<p>平成 27 年度は、平成 26 年 12 月に日本が提案した NWIP は、「再生水処理技術のガイドライン」の確立を目指した活動を行った。再生水処理技術のガイドラインは各国のコメントを受けて修正した作業原案を、平成 28 年 1 月に各国に回付した。並行して、膜処理技術(MBR を含む)、オゾン処理技術、UV 処理技術、再生水システム、イオン交換技術についての評価方法の個別規格案を検討した。</p> <p>5 月、11 月の国際会議に専門家委員を派遣した。実証データは引き続き WP 北九州において昨年度に引き続き取得した。また、普及基盤構築として「水再利用の国際標準化戦略シンポジウム・MBR 国際ワークショップ」を 6 月に開催した。</p>
7.参 照	(株)野村総合研究所からの委託事業